

重層的支援推進事業の 取組概要について

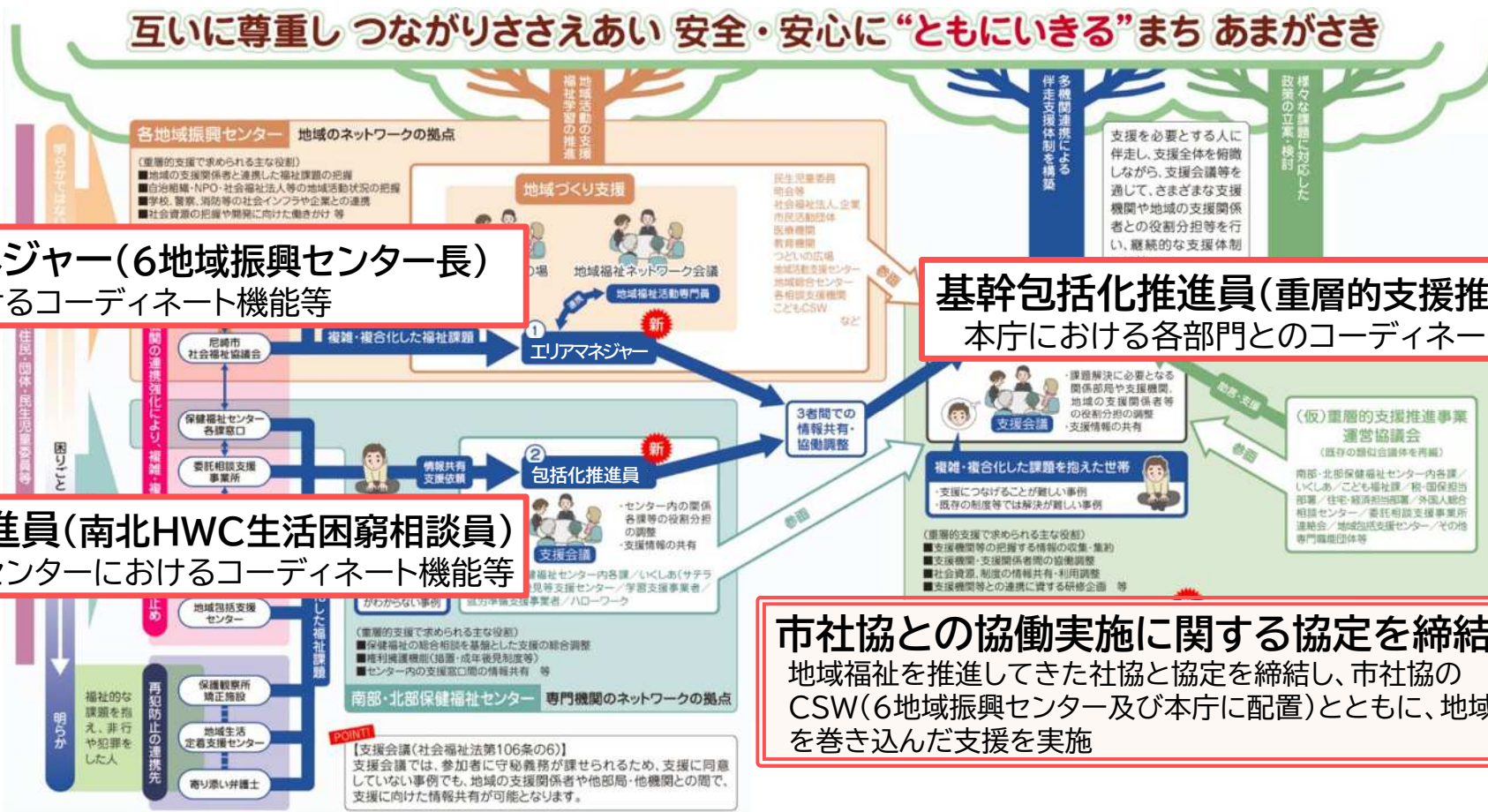
重層的支援推進担当



複雑・複合的な課題を抱えた世帯への相談支援 (うけとめ・つなげる)

うけとめ・つなげる仕組みづくり

うけとめ・つなげる職員を配置

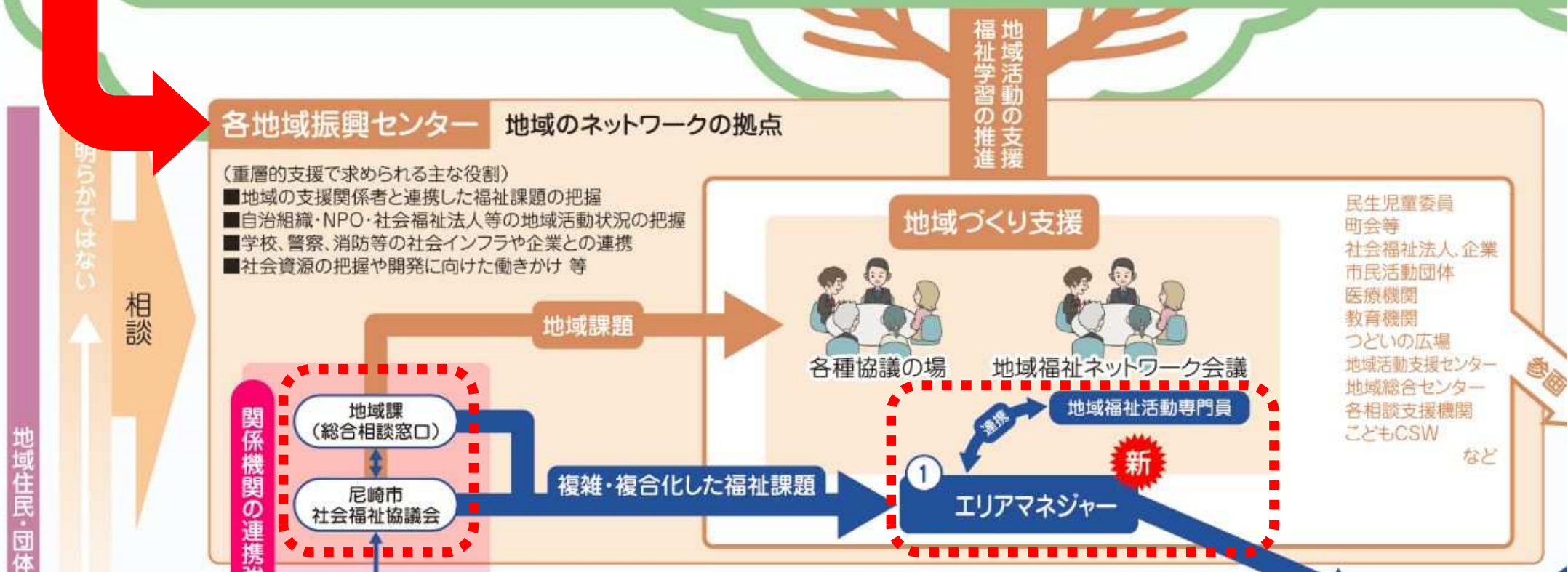


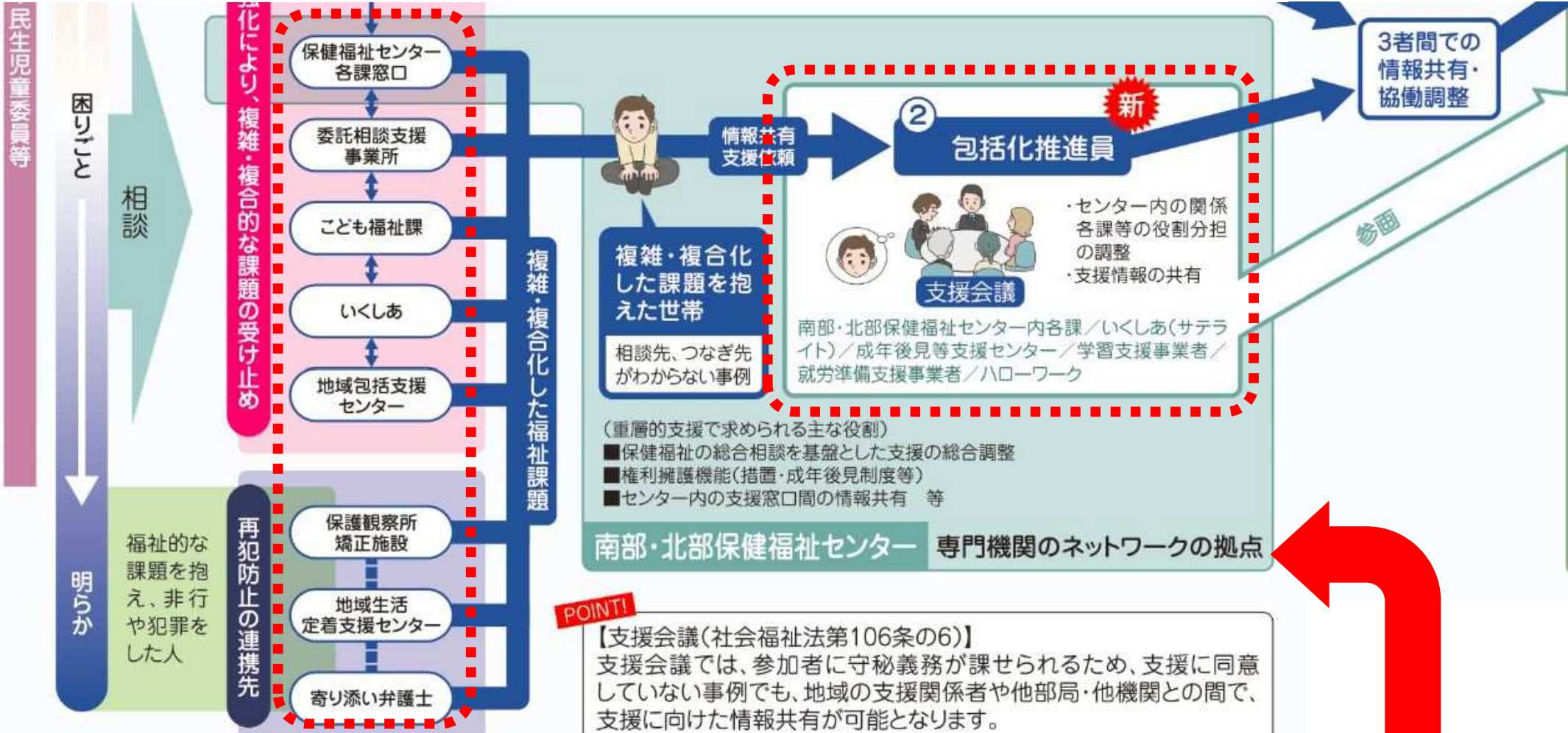
尼崎市の重層的支援推進の取組

取組

地域づくりの拠点として市民に身近な地域振興センターと市社協が連携し、地域のネットワークによる潜在化する課題を抱えた世帯の早期把握や支援に必要な地域の居場所づくり等を推進

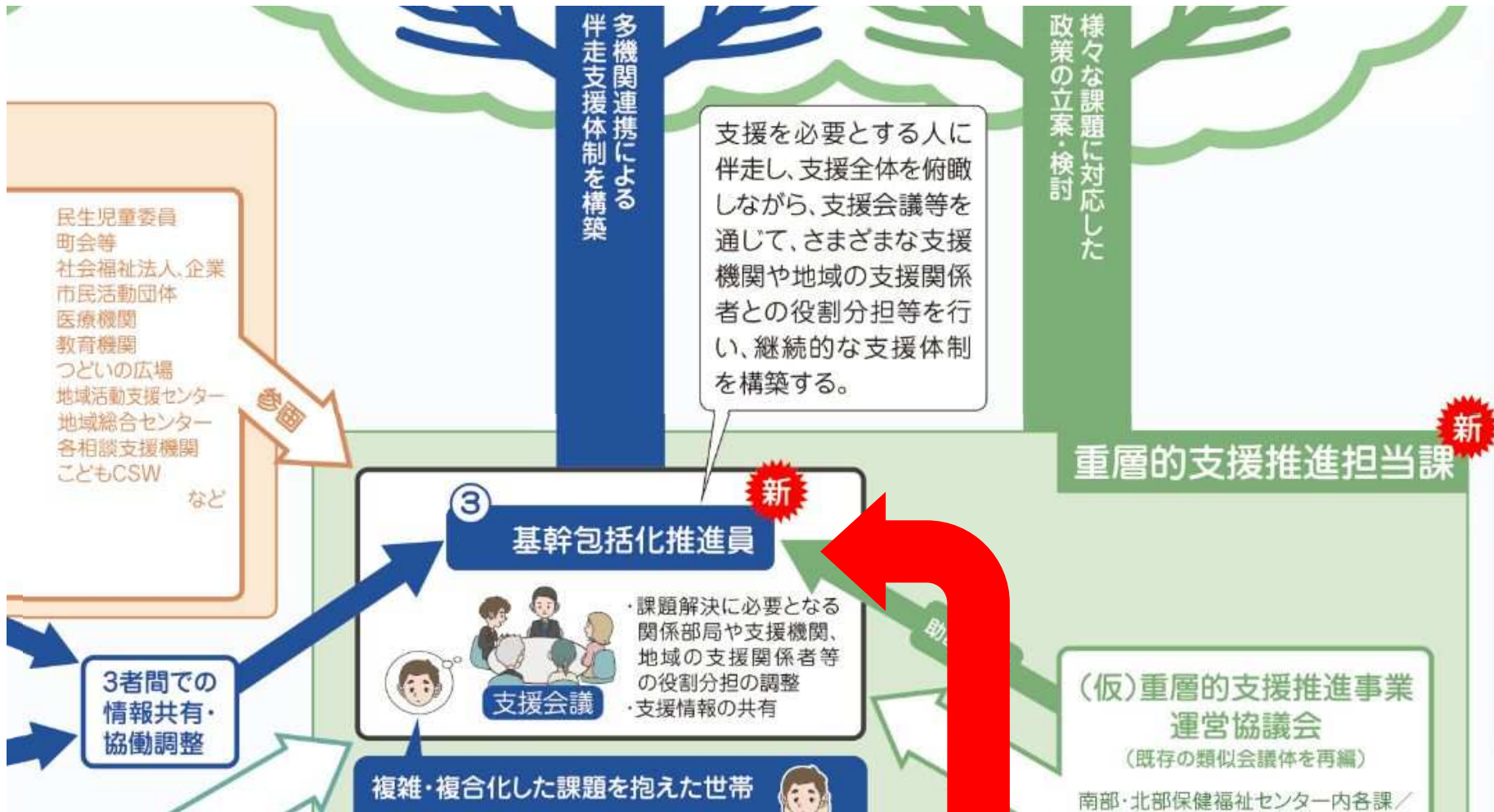
互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に





取組

包括化推進員が、専門機関のネットワークを最大限活用し、各分野の相談支援機関等が把握した複雑・複合化した課題を抱えた世帯の相談を受け止めるとともに、その世帯の支援調整等を実施。また、司法関係機関等とも連携し、再犯防止の取組を推進。



取組

基幹包括化推進員が中心となり、エリアマネジャーや包括化推進員と連携し、さまざまな制度と地域資源をつなげ、長期的に伴走し続けるチーム支援を実施。また、必要に応じて様々な課題に応じた施策の検討、立案等を実施。

尼崎市の重層的支援推進事業の推進ポイント

Point.1 市独自の相談支援や地域づくり等の取組と一体的な実施要綱を整備

Point.2 地域福祉を推進してきた市社協と協働実施協定の締結

→Point.1.2により各分野の支援機関や市社協が情報共有し、総合相談、伴走支援等を実施

事業内容(第3条第1項)

(法に位置付けられた既存の取組)

- ① 包括的相談支援事業
- ③ 地域づくり事業

(法に位置付けられた新たな取組)

- ② 参加支援事業
- ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ⑤ 多機関協働事業
- ⑥ 支援計画作成等を行う事業

(市独自の相談支援、地域づくり等の取組)

- ・ 各地域課(総合相談、地域づくり 等)
- ・ **ダイバーシティ推進課(外国人、女性相談)**
- ・ **地域総合センター担当(総合相談)**
- ・ 南北保健福祉センター(各種支援等)
- ・ **生活衛生課(動物に関する課題の支援等)**
- ・ こども青少年課(こども子育てCSW、居場所等)
- ・ こども相談支援課(子ども・子育て総合相談、要保護児童相談等)
- ・ **住宅管理担当(住まいの課題に関する支援等)**

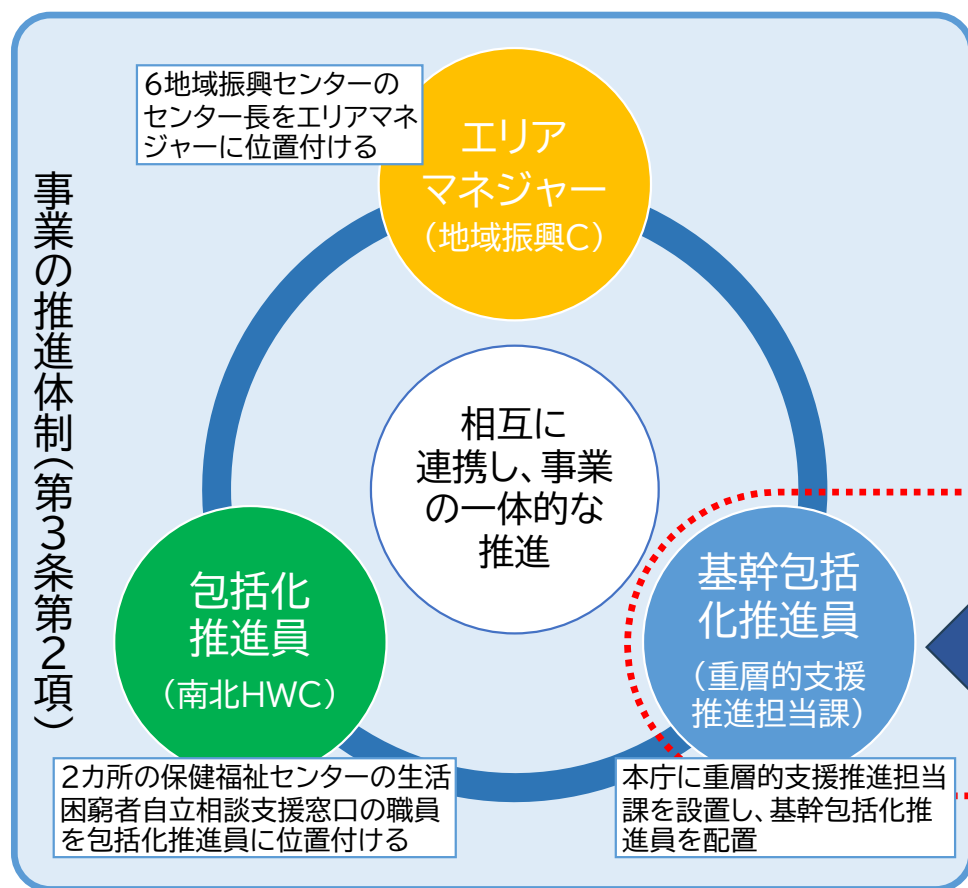
尼崎市社会福祉協議会との重層的支援推進事業の協働実施に係る協定を締結

第4条 甲の定める事業の方向性に基づき、前条の事業内容について、甲と乙が協議し相互の役割を定め、協働して実施する。

2 甲と乙は前条の事業内容の協働実施に必要な範囲で、相互が保有する情報の共有を行う。

第9条 甲と乙は、本協定の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承認を得ないで他に漏らす事があってはならない。

Point.3 地域づくりの拠点である6カ所の地域振興センターや、市内2カ所の保健福祉センターに市民や支援機関が把握した複雑・複合化した課題を受け止め、必要な支援機関や地域資源につなぐための役割を明確にした職員を配置



Point.4

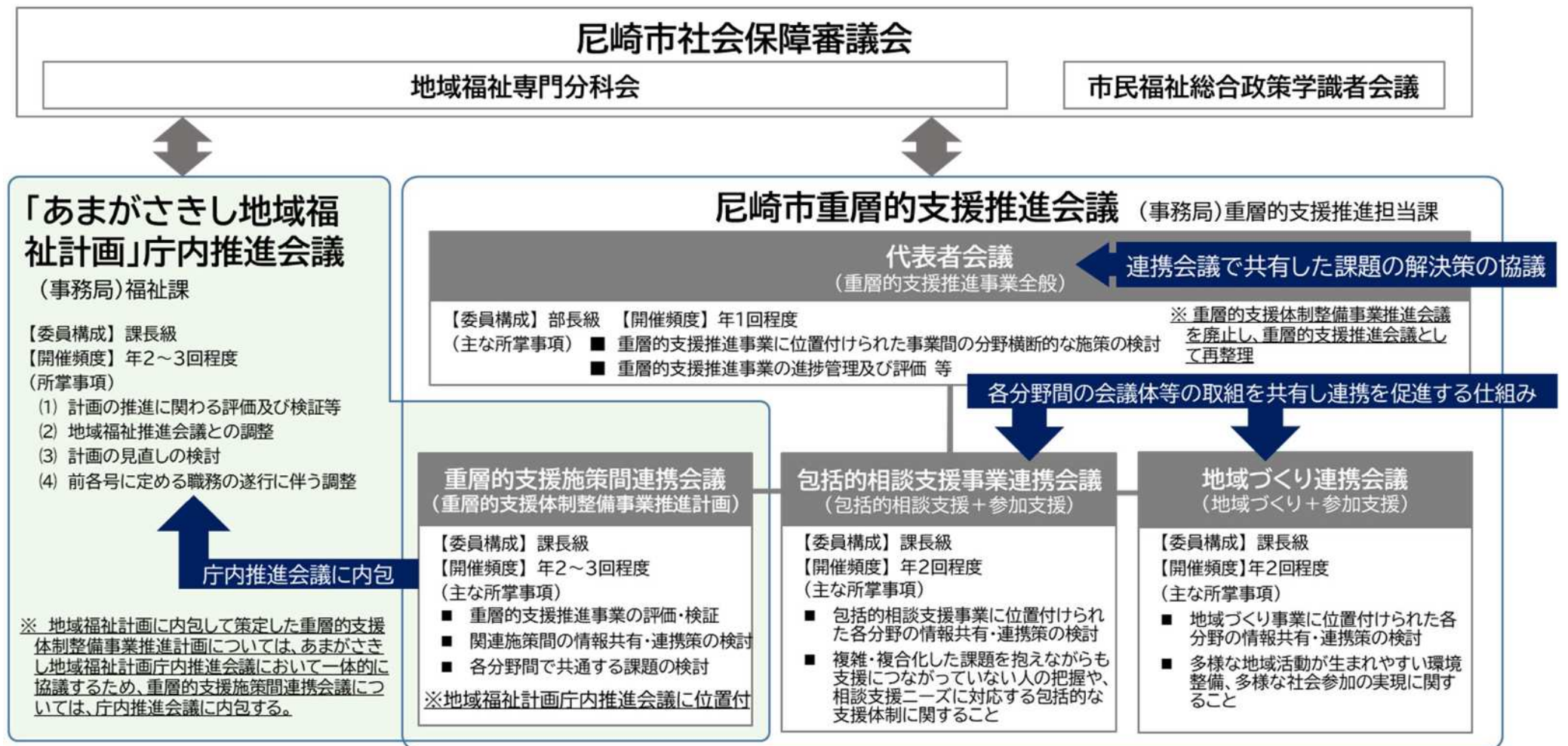
本庁に重層的支援推進担当課を設置し、基幹包括化推進員を配置。

市社協のCSW2名が重層的支援推進担当課に出向し、基幹包括化推進員として事業を推進。

1 重層的支援推進会議

R4年度～

福祉分野だけでない幅広い部局で構成



2 支援会議（支援者サポート会議） R4年度～

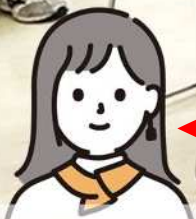


工夫①-1
机をなくし、みんなの顔が見えるように



工夫①-2
ホワイトボード等で情報の整理・共有

工夫①-3
今かかわる支援機関だけでなく、
これからの支援に必要な機関も
(平均参加者16.6人(R6))

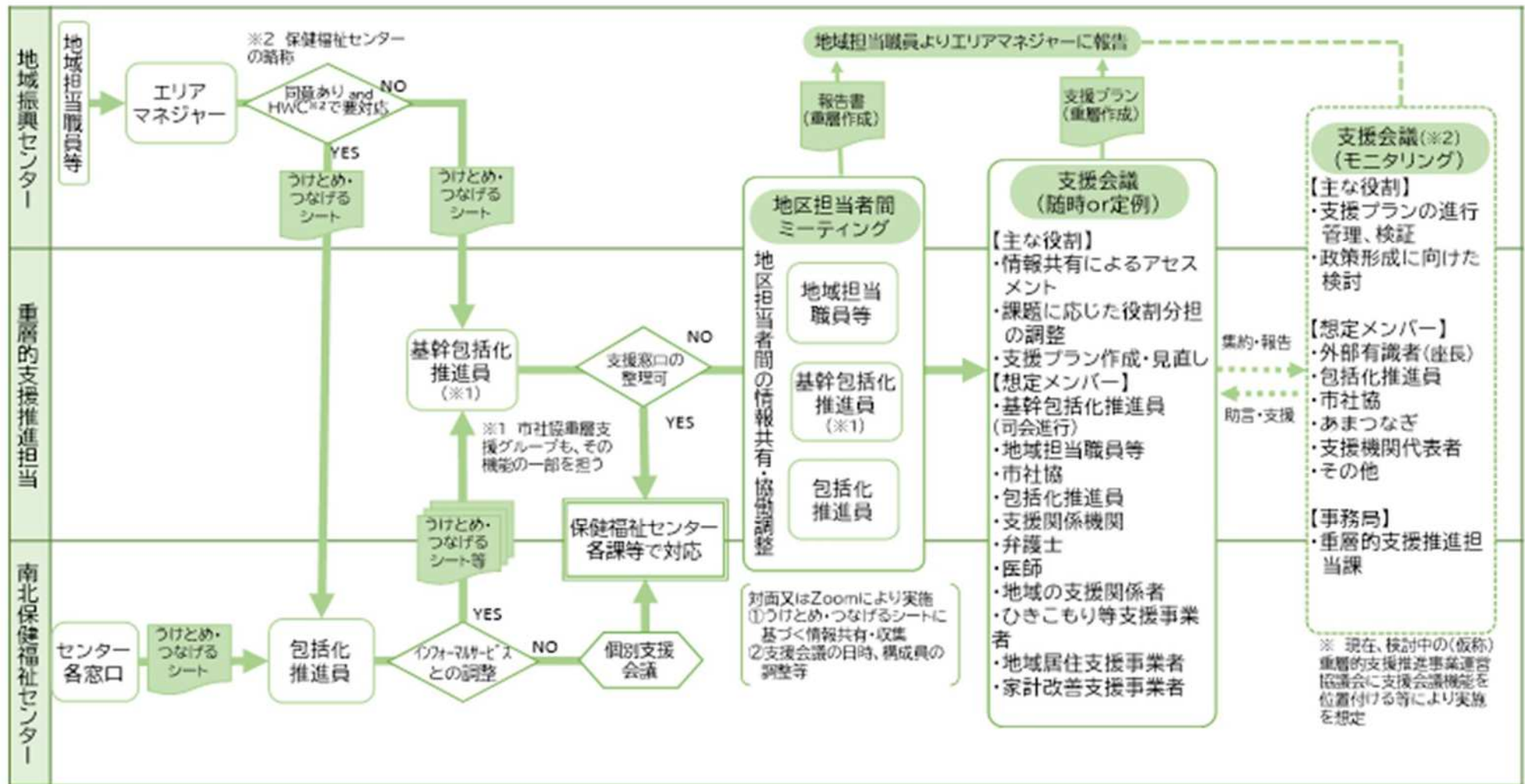


【参加者の声】

- 多くの支援機関がつながっていることに気付きました。
- 支援者が集まることで情報がつながり、世帯の課題が見えるようになりました。
- 専門機関ごとの着眼点が学べ、今後の支援に活かしていきたいです。

複雑・複合的な課題を抱えた世帯の相談支援フロー

※フローについては、あくまでも基本的な流れを示したもので、困り事があれば気軽に相談していただくことを想定しています。



支援をつなげるための共通シート・支援会議のルール

うけとめ・つなげるシート

うけとめ・つなげるシート(重層的支援連絡シート)			
※ すべての内容を記載する必要はありません。まずはつなぐことが大切です。			
受付日	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()	
受付者	所属:	氏名:	
■基本情報			
相談に来た人 ※ご本人の場合は記載不要で、対象者側に記載してください。			
ふりがな		対象者との関係	<input type="checkbox"/> 家族() <input type="checkbox"/> 民生児童委員
氏名			<input type="checkbox"/> 近隣住民()
住所			<input type="checkbox"/> 支援関係者()
電話番号		E-mail	<input type="checkbox"/> その他()
対象者			
ふりがな		生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和
氏名		性別	年 月 日 歳
住所			
電話番号		E-mail	◎
職業・学校		医療保険	<input type="checkbox"/> 国民 <input type="checkbox"/> 社会 <input type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 滞納 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
収入	<input type="checkbox"/> 区分 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 手出し <input type="checkbox"/> 生保 <input type="checkbox"/> なし	収入所得 (家族: 万円 万円) ※ 負債	手帳等 <input type="checkbox"/> 所持() <input type="checkbox"/> 所持() <input type="checkbox"/> 精神() <input type="checkbox"/> 要介護() <input type="checkbox"/> なし
住居	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸-公営住宅 (家賃: 円)	健康状態や 通院状況等	
世帯人数	<input type="checkbox"/> 単身 <input type="checkbox"/> (人世帯)	確認すべき点	
■相談内容			
相談者が 困っている こと	<input type="checkbox"/> 健康状態() ; <input type="checkbox"/> 経済的問題() ; <input type="checkbox"/> 仕事のこと() <input type="checkbox"/> 子育てのこと() ; <input type="checkbox"/> 介護のこと() ; <input type="checkbox"/> 家庭内のこと() <input type="checkbox"/> ごみ回収() ; <input type="checkbox"/> 多量飼育() ; <input type="checkbox"/> 地域のこと() <input type="checkbox"/> ()		
相談内容	<small>※生活状況や抱えている問題を相談する場合は「何から相談しようか」という点から相談してください。</small> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>		
相談者 への対応	<small>※相談内容が変更された場合は「相談内容が変更された」と、「一時的な対応が必要」と記入してください。</small>		

支援会議グランドルール

尼崎市支援会議グランドルール

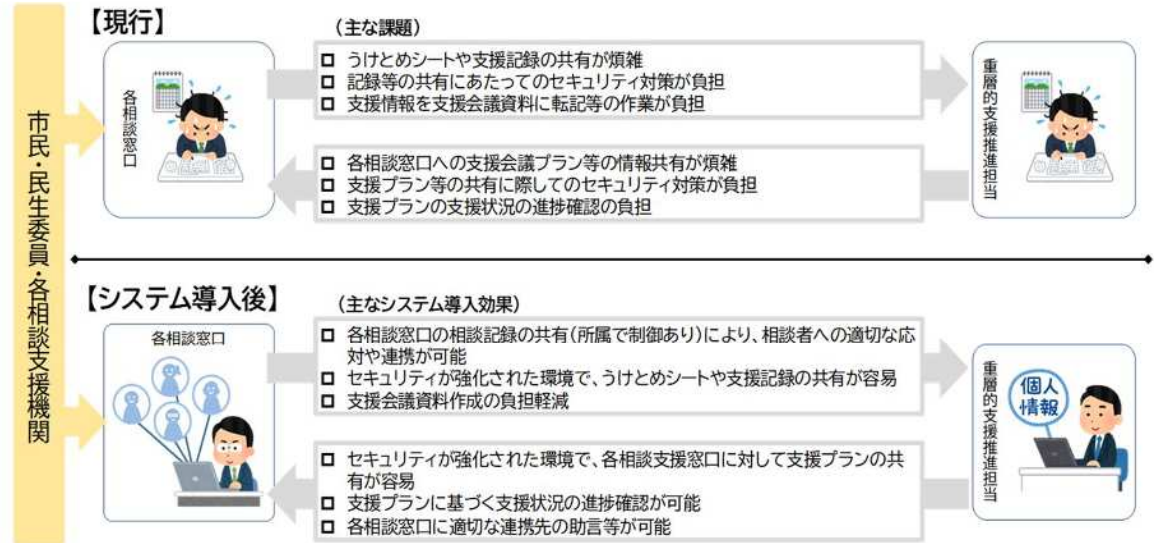
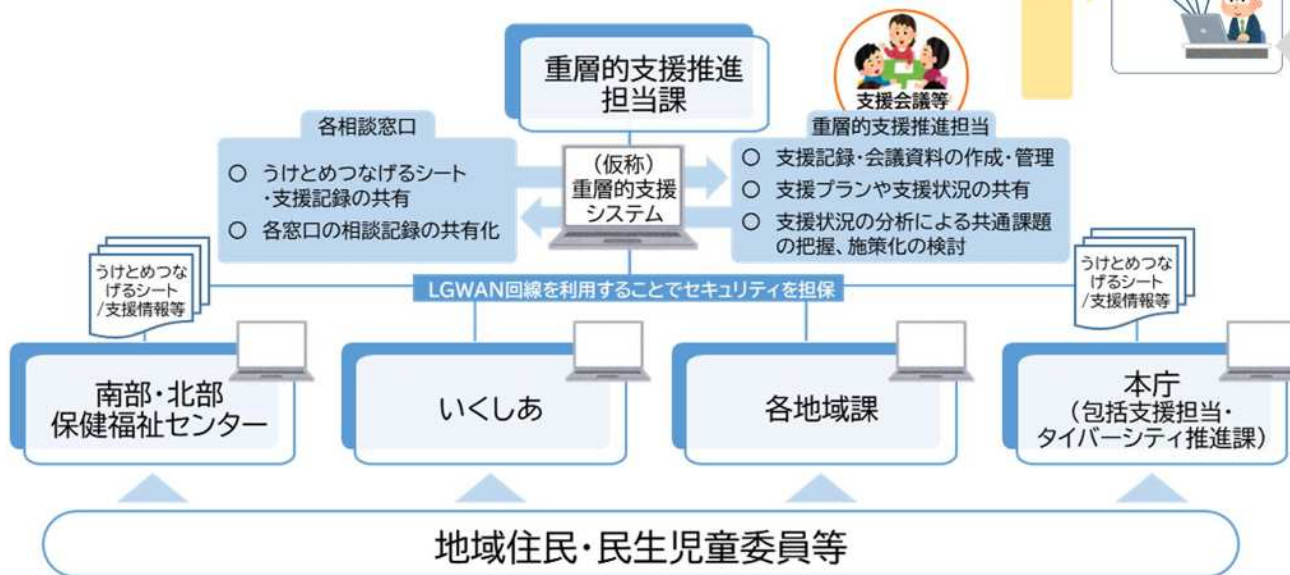
生きづらさを抱えた対象者が、その人らしく、安心して暮らし続けるために、様々な支援のつながり作りを考えるための会議です。

会議の運営で守っていただきたい8つのルール

1. 支援チームの一員であること意識する。
➡ だれかを責めるのではなく、信頼する
2. 対象者に関する情報は必ず守る。
➡ みんなが自由に情報を交換するために
3. みんなで考え、みんなが発言する。
➡ 色々なアイデア大歓迎。役割・先入観に縛られない発想を
4. 発言する人の話に耳を傾け、話をさえぎらない。
5. みんなに伝わる、わかりやすい言葉で説明する。
➡ お互いを尊重し、発言は短く、質問も1つずつ
6. 分からないと思ったら、遠慮せずに確認する。
➡ 多様な視点での気づきを大切にする
7. 解決策ではなく、解決の糸口を見つける。
➡ 解決策が見つからなくても、あきらめない
8. 時間を意識する。
➡ 多くの人を支援しているみんなの時間を大切にする

3 情報共有のしくみ(重層的支援支援システムの活用) R7年度~

各相談支援窓口に重層的支援を必要とする対象者等の相談支援情報等の共有・管理を行う重層的支援システムを導入することにより、**職員の業務効率化と負担軽減**を図るとともに、様々な支援関係者の役割分担による伴走支援等による**包括的な支援を推進**する。

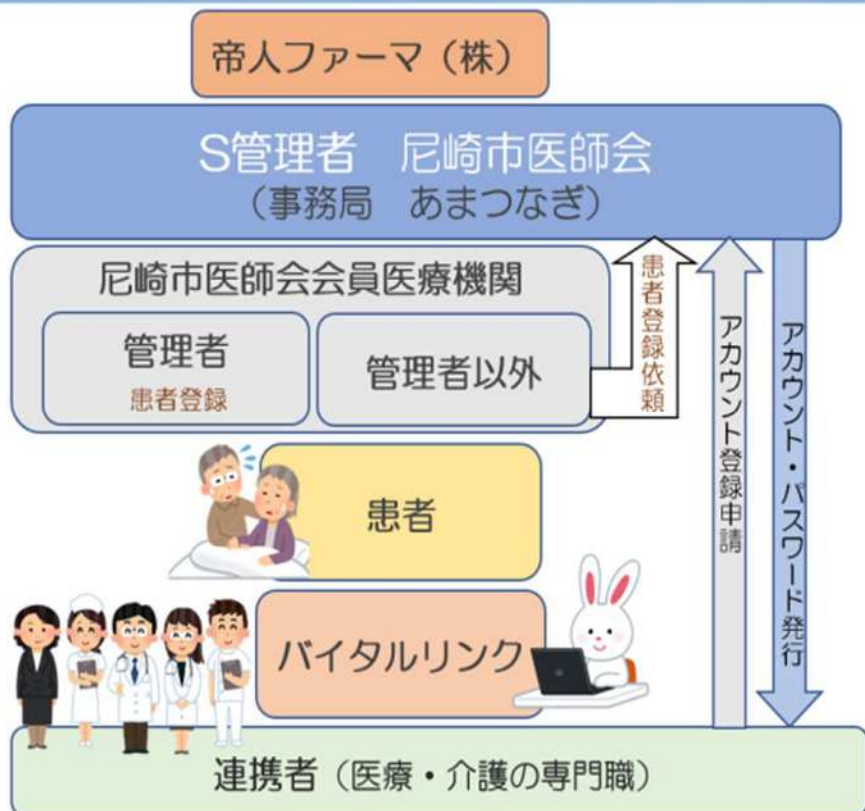


- システム導入パソコン 計48台**
- ①6地区地域課 6台
 - ②本庁 12台
(重層8 包括1 ダイバーシティ1・住宅管理担当1・障害政策1)
 - ③南部・北部保健福祉センター 28台
(保護2 福相2 障害者支援20 地域保健2 こども家庭支援2)
 - ④いくしあ 1台
 - ⑤動物愛護センター(生活衛生課) 1台

「バイタルリンク」の活用

医療と福祉の情報共有のしくみ (尼崎医師会運営・提供)

～尼崎市医師会バイタルリンク～ 2023年7月改定



多世代の医療と
福祉関係者で
システムを用いた
日々の連携が可能に
なりました。

主な機能

- <患者情報>
住所や生年月日、医療・介護などの情報を共有。
- <連絡帳>
メッセージ・画像・ファイル類を共有。
- <バイタル>
バイタルサインや日常生活動作などの患者状態を共有。
- <おくすり>
服用しているお薬に関する情報を共有。
- <カレンダー>
予定を共有。
- <Zoomアプリ連携>
Zoom会議の日程を共有できる。

「あましえあ」の活用

地域資源情報の共有のしくみ

Amagasaki City 地域情報共有サイト あましえあ

文字サイズ 標準 拡大

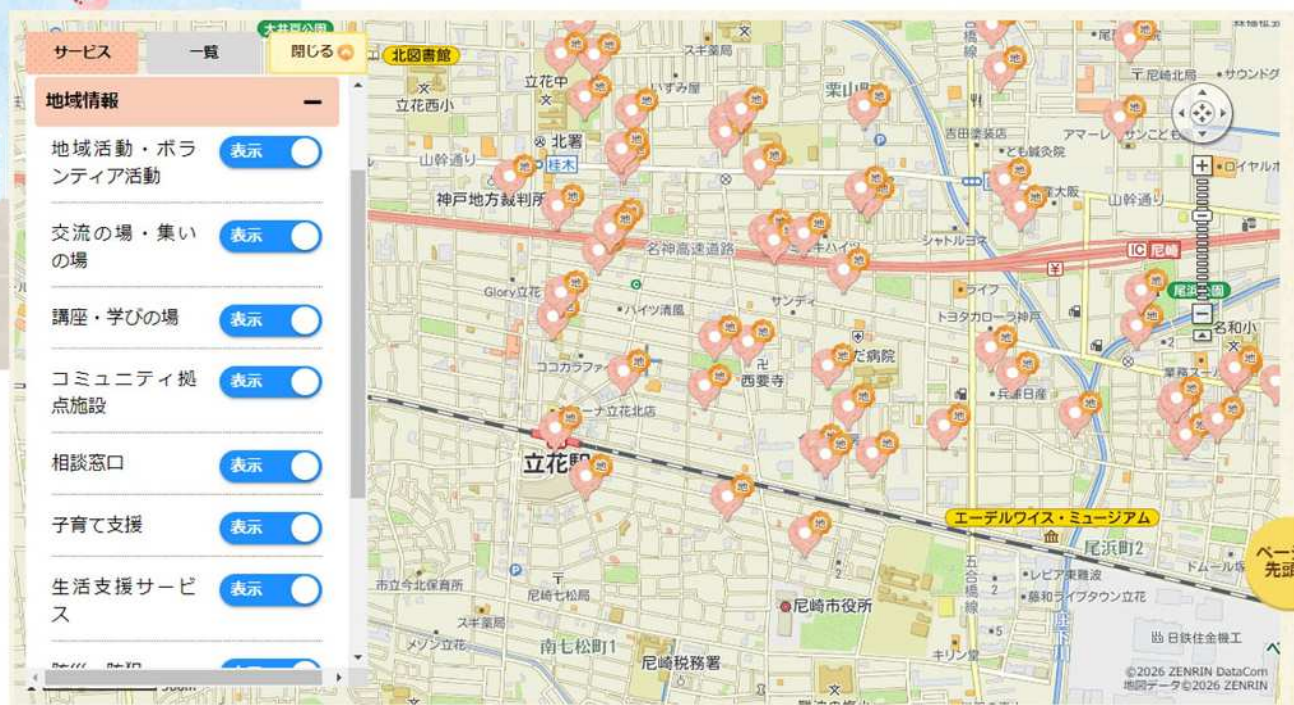
ホーム 分類から探す 地域から探す キーワードから探す 関連サイトリンク集



関係者間における円滑な情報共有を可能とし、R7.5月時点で2,797件の地域情報を掲載。

<概要>

地域の交流や集いの場、相談窓口やコミュニティ拠点施設、活動団体など身近な地域の情報を分野やエリアごとに検索できるシステムを運用することにより、市民サービスの向上を図るとともに、市・社協、地域活動の担い手など各主体間における情報共有を推進



4 福祉分野以外との連携の推進

定期的な情報共有による関係づくり

● 再犯防止連携会議(2か月に1回)

- ◆令和4年5月に保護司会の声掛けで、再犯率の高い薬物事犯者の支援に向けた関係者間の連携を目的とした第1回再犯防止連携会議を、神戸保護観察所尼崎駐在官事務所で開催
- ◆現在、神戸保護観察所、尼崎市保護司会、地方検察庁、法務省矯正管区、尼崎市(重層支援推進担当課、福祉相談支援課)、尼崎市社会福祉協議会が参画し、2か月に1回定例開催し、みんなの困りごとについて協議

● ごみ関連問題を考える会議

- ◆空き缶持ち去り禁止条例の制定をきっかけに、空き缶集めている方の課題に業務課が気づき、ごみ関連問題の対応策を協議。業務課と福祉部署で声掛け、ゴミ屋敷の対応等の事例に結び付く

● 動物愛護センターとの定例会(不定期)

- ◆定期的に多頭飼育の事例を重層的支援推進担当に共有し、対応策を検討

● 市営住宅の長期滞納者への居住支援(月1回)

- ◆原則、住宅管理担当・福祉相談支援課・重層的支援推進担当が参加
- ◆市営住宅の長期滞納者情報等をもとに、支援を必要とする対象者の早期把握と支援につなげるための対応方針を協議
- ◆対応方針に基づき、重層的支援推進担当を中心にアウトリーチの実施

再犯防止に取り組む弁護士との連携

- 市長と弁護士会長名での協力要請の通知
- 相談窓口一覧の提供

対応に困る事例を相談しあったり、お互いの取組の共有等を行っています。

地域社会で自立した生活が送れるよう、弁護士と市が連携して支援を進めています。

尼重第 440 号
令和 5 年 1 月 11 日

兵庫県弁護士会 各位

兵庫県弁護士会 会長
中上 幹雄
尼崎市長
松本 眞

兵庫県弁護士会と尼崎市との連携による再犯防止の推進について
～判決後・審判後も、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けて～

平素は再犯防止の推進にご尽力いただき、心より御礼申し上げます。
さて、尼崎市では、再犯防止推進計画を包含した第4期「あまがさきし地域福祉計画」(計画期間:令和4年度～令和8年度)を策定し、市の様々な分野の施策がこれまで以上に連携した包括的な支援体制を構築することで、福祉的な課題を抱え、非行や犯罪をした人の支援にも取り組むこととしております。
この再犯防止においては、本人の意向を尊重し、地域社会で自立した生活が送れるよう、社会復帰に向けて適切なタイミングで適切な支援を行うことにより、住まい、仕事、居場所等を得て地域の中で安定した生活基盤を築ける可能性が高まります。
今般、全国に先駆けて「寄り添い弁護士制度」に取り組む兵庫県弁護士会と尼崎市の円滑な連携により、非行や犯罪をした人の社会復帰を支援し、再犯防止を推進するために、下記のとおり取組うこととしましたので、ご協力をお願いいたします。

困った時や地域の居場所の尼崎市の相談窓口			
(令和5年4月1日時点 市外局番06)			
生活に関する相談窓口		TEL	FAX
しごとや住居等の相談(のりごと全般)	しごと・くらしサポートセンター(尼崎北)	4950-0584	6428-5109
に関する相談	しごと・くらしサポートセンター(尼崎南)	6415-6287	6430-6807
生活保護の相談、申請	北部保護第1担当(北部保健福祉センター内)	4950-0286	6428-5105
	南部保護第1担当(南部保健福祉センター内)	6415-6197	6430-6801
高齢者に関する相談相談窓口		TEL	FAX
	中央東地域包括支援センター	4868-8300	4868-8303
	中央西地域包括支援センター	6430-5615	6430-7720
	小田南地域包括支援センター	6488-0180	6488-0190
	小田北地域包括支援センター	6498-5111	6492-1100
	大庄南地域包括支援センター	6417-0125	4950-4715
	大庄北地域包括支援センター	6430-0511	6430-0512
	立花南地域包括支援センター	6428-7112	6423-0130

高齢者に関するさまざまなお困りごと
●高齢者の介護、健康、家族、財産管理等の相談
●高齢者の虐待の相談
●健康づくり・介護予防に関する相談

再犯防止の推進に関する連携協定の締結

再犯防止のための連携

- 罪を犯した人の中には、貧困や虐待、依存など、さまざまな「生きづらさ」を抱えた人が少なくなく、こうした人の再犯防止及び改善更生のために、法務省は、福祉的支援を行う関係機関等との分野横断的な連携が重要としています。
- 本市では令和4年3月に再犯防止推進計画を策定するとともに同年4月から担当課を設置し取り組んでいる重層的支援推進事業の枠組みの中で罪を犯した人の伴走的支援を進めています。
- 神戸保護観察所では令和5年12月から改正後の更生保護法に基づく刑執行終了者に対する援助や更生保護に関する地域援助の取り組みが始まっています。
- このような中で、**3者が定例的な連携会議等での個人情報を含めた情報共有や多機関連携体制を確立し、それぞれの強みを生かした包括的な支援体制の構築を図り、「互いに尊重しつながらささえあい安全・安心に“ともにいきる”まちあまがさき」の実現を目指すための協定を令和6年1月に締結しました。**



尼崎市・神戸保護観察所・市保護司会による「再犯防止の推進に関する連携協定」を締結

尼崎市長

尼崎市保護司
会長

神戸保護観察
所長

5 連携意識の醸成や人材育成

国・県の研修、国のサポート事業の活用

コミュニティコーピングを活用した研修等



他機関との連携した研修

第3回 尼崎市地域共生社会セミナー
～海沼駅止における町場と福祉の連携～

【講師】◎ 尼崎市健康増進部長 高橋 謙平
◎ 尼崎市長 杉本 眞

【1】 青年福祉協議会 代表理事 池田 浩平
【2】 尼崎市地域共生推進部 部長 池田 浩平
【3】 尼崎市地域共生推進部 地域共生推進課 課長 藤田 眞
【4】 尼崎市福祉推進課 課長 藤田 眞
【5】 尼崎市福祉推進課 課長 藤田 眞
【6】 尼崎市福祉推進課 課長 藤田 眞

社協

地域課

包括支援

生活困窮

生活保護

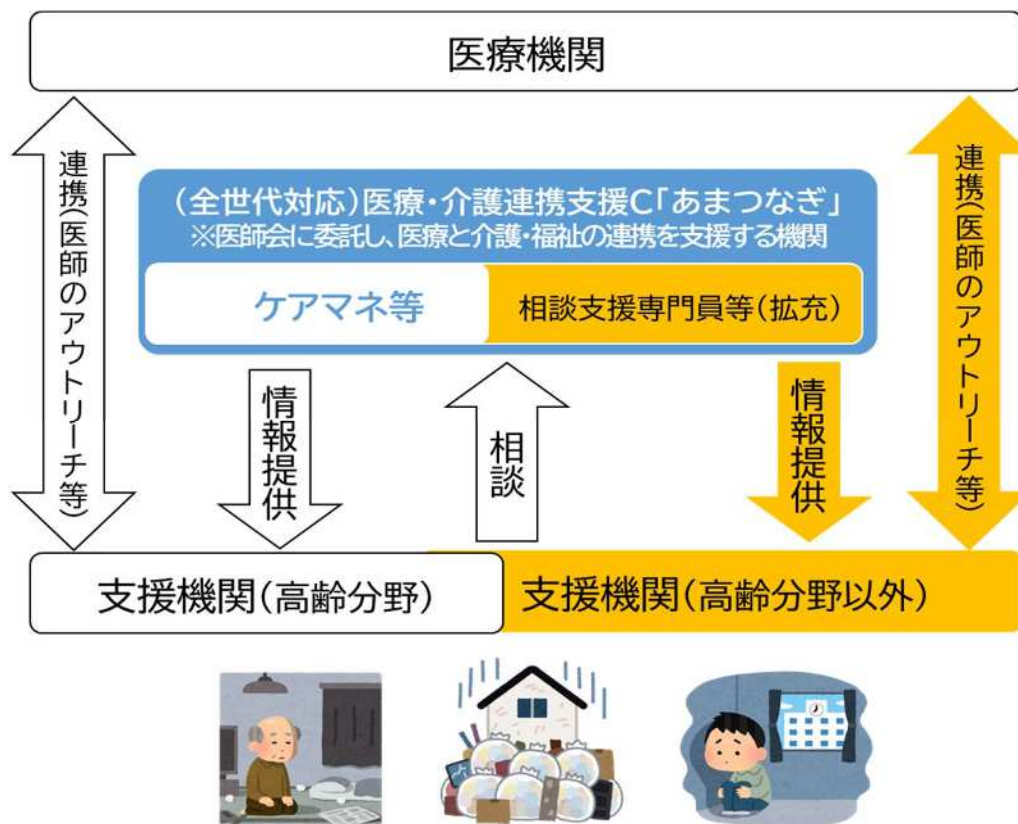
事業紹介

1 「あまつなぎ」の多世代対応に向けた拡充

R7年度～

尼崎市医療・介護連携支援センター「あまつなぎ」を全世代に対応した医療と介護・福祉の連携支援の中核機関として機能強化を図る。

令和7年度実施



【実施体制】

コーディネーター3名 → 4名
 ・看護師 ・主任介護支援専門員
 ・社会福祉士 ・相談支援専門員

尼崎市医療・介護連携支援センター

あまつなぎ

医療・介護関係者向け相談窓口

☎06-6423-9916

相談受付/月～金 9:00～17:00

(祝日・12/29～1/3は除く)

【主な活用事例】

コーディネーターによる相談支援

- 医療・介護・福祉連携に係る総合相談窓口
- 医療サービスの導入支援
- 入退院時における多職種間の連携
- 各種制度情報の提供 など

医師による相談支援

- 医療の必要性に関する助言
- 制度活用にかかる医療的な見立て
- ひきこもり等の方への自宅訪問・受診勧奨 など

1 「あまつなぎ」の多世代対応に向けた拡充

R7年度～

事業実績 ※令和7年12月末時点

■ コーディネーターによる相談支援 23件

相談者所属	計	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
病院	5	1	2		2				-	-	-	-
診療所	2			1	1				-	-	-	-
訪問看護	3	1	1		1				-	-	-	-
ケアマネ事業所	2			1	1				-	-	-	-
包括支援センター	1				1				-	-	-	-
委託相談事業所	5		1		2	1		1	-	-	-	-
障害サービス事業所	1						1		-	-	-	-
自治体	1						1		-	-	-	-
その他	3		1		1	1			-	-	-	-
合計	23	2	5	2	9	2	2	1	-	-	-	-

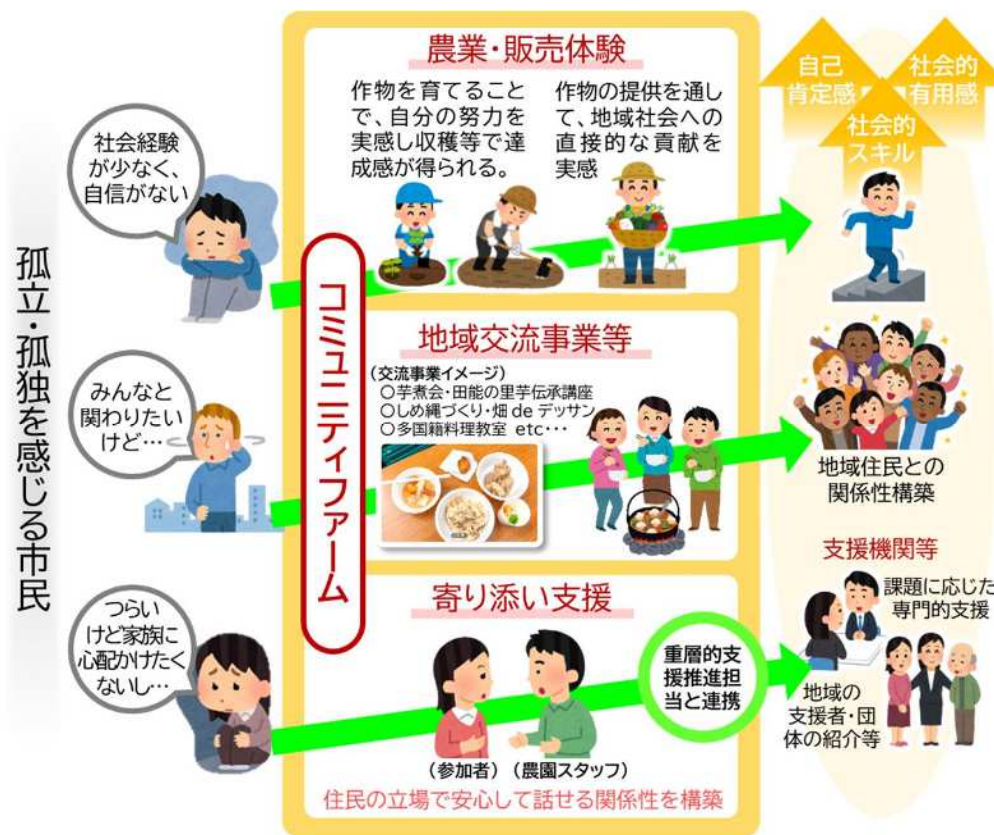
■ 医師による相談支援 1件

生活保護世帯。発熱、頭痛、めまい、嘔気があり、しんどくて外出できず受診できていない。一年前と比べ、生活環境や整容の乱れが著しい。保護受給日に面談予定であったが受け取りに来ず、医師同行で訪問するも面談拒否。引き続き、医師と連携した支援を検討している。

2 コミュニティファームにおける居場所づくり

R7年度～

地域の子どもから高齢者まで多様な世代が参画する**コミュニティファームの運営団体と協働**し、**生活困窮者等の就農体験等**や**孤立しがちな外国籍住民、子ども・若者、高齢者等を対象とした居場所・地域交流イベント**を実施することにより、社会的に孤立しがちな人々が地域社会で活躍する場所・機会を創出する。



2 コミュニティファームにおける居場所づくり

R7年度～

事業実績 ※令和7年12月末時点

■ 延べ参加人数 174名

目標値:220名

居場所 16名

実参加
2名

(農園:14名、みのり〔野菜販売スペース〕:2名)

地域交流イベント 147名

(7月:37名、10月:50名+24名、12月:36名)

就農体験・技術研修 11名

実参加
1名

夏野菜収穫

さつまいも収穫+田能の里芋収穫と芋煮会

多文化共生イベント

■ 参加者アンケート結果 ※44グループが回答

目標値:80%

自己肯定感の向上 82% (「参加前と比べて自信が高まった」と回答した割合)

社会参加意欲の向上 98% (「参加前と比べて地域社会での活動や貢献に対する意欲が高まった」と回答した割合)

■ 事例報告(就農体験・技能研修)

20歳の男性(中卒、不登校、こども相談支援課が実施するひきこもり支援事業の利用者)。就労に向けたステップとして、事業の利用相談があり、令和7年10月支援会議を実施し、同年11月から6か月の就農体験・技術研修を開始。意欲的に作業を行うとともに、他者との共同作業によりコミュニケーション能力の向上がみられている。

3 つながり支援プロジェクト R5年度～

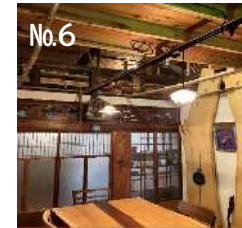
地域で活動する様々な活動団体の協力を得て、**個別性の高い支援ニーズを抱えた方が地域の中で孤立させず、社会とのつながり**を持てるよう支援するプロジェクトです。

事業イメージ



参画団体一覧(R7.4.1)

No.	参画団体名	団体特色
1	NPO法人 愛達	ホームホスピス 地域つながりづくり
2	㈱あふリズム	介護事業所 地域の居場所づくり
3	㈱コーディアル	薬局 地域の居場所づくり
4	コミュニティファーム 尼崎善宝寺	農福連携
5	NPO法人 月と風と	障害事業所 就労支援
6	㈱TNSカンパニー	障害事業所 居場所づくり
7	労働者協同組合 はんしんワーカーズコープ	就労支援
8	一般社団法人office ひと 房の葡萄	女性居住支援 居場所づくり
9	みとりまち	地域の参加の場 学び
10	生活協同組合コープこうべ 第1地区本部	働く場所 居場所づくり
11	ヘルスプロダクツ(株)	障害事業所 保護犬活動



3 つながり支援プロジェクト

R5年度～

事業実績

■ 相談事例

17歳の男性(発達障害)。
自立援助ホーム入所中に逮捕され、医療少年院に入院。
退院後、父が引き取り生活するが、これまで父と生活したことがなく、居場所がない。
本人の状況を理解し、個別に合わせた居場所支援を行うため、つながり支援プロジェクトの利用相談があった。



～利用の流れ～

関係機関からの相談

- こども家庭支援担当から相談
- 参画団体の情報提供

受入団体の調整

- 以前の経緯から「月と風と」を候補に
- 「月と風と」と調整 →受け入れ可能

現地見学(支援会議)

- こどもCW、司法関係者などが参加
- 本人の課題を共有、作業体験

利用開始、利用状況

- 本人の同意を経て、利用開始
- スタッフが温かく見守る中、楽しく活動

※家庭環境の問題があり、利用中断

7月～8月

8月～9月

4 法的支援事業 R4年度～

支援に携わる関係者による円滑な支援体制の構築にあたり、**弁護士による法的見地に基づく支援**を受け、重層的支援の推進に資すること。

法的支援事業の実施状況

令和4年6月から、委託契約にもとづき、兵庫県弁護士会阪神支部より推薦いただいた**弁護士2名**が、**支援会議の出席や支援関係者への支援等**の業務を実施。

事業実績

	R4年度	R5年度	R6年度
◆一般的な相談 (個人情報を含まない)	4件	2件	3件
◆特定の対象者に対する相談 (個人情報を含む)	8件	16件	10件
(うち支援会議出席)	4件	7件	7件
(うちアウトリーチ)	0件	1件	1件

相談事例の一例

- ・不動産処分等
- ・賃貸借契約
- ・相続
- ・離婚
- ・権利擁護
- ・暴言等への対応
- ・セクハラ行為やカスハラへの対応
- ・ごみ屋敷のごみ処分に関する助言

重層的支援推進担当と福祉相談支援課との違い

重層は、**支援関係者への支援等**による円滑な支援体制の構築にあたり、法的見地に基づく弁護士による支援を、福祉は、**保健福祉センター内各課の支援対象者(相談者)**等が抱える法的な支援ニーズ等に対応するための弁護士による支援を実施。